

佐渡市福祉有償運送運営指針（案）

NPO法人等が移動制約者に対して行う自家用自動車による有償運送（以下「福祉有償運送」という。）について、安全及び旅客の利便を確保するため、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）その他関係法令等を遵守するとともに、佐渡市における運営方針を次のとおり定める。

1 運送主体

運送の実施主体（以下「運送主体」という。）は、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号。以下「法」という。）第 78 条第 2 号及び道路運送法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 75 号。以下「施行規則」という。）第 48 条に規定する下記の法人とする。

- (1) 特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 2 条第 2 項に規定する特定非営利活動法人
- (2) 一般社団法人又は一般財団法人
- (3) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 7 項に規定する認可地縁団体
- (4) 農業協同組合
- (5) 消費生活協同組合
- (6) 医療法人
- (7) 社会福祉法人
- (8) 商工会議所
- (9) 商工会

2 運送の対象者

運送の対象者について、次のとおり定める。

- (1) 佐渡市に居住している者又は佐渡市内の病院への長期入院や福祉施設への入所等の状態にある佐渡市外の住民で、次に掲げる者のうち、単独での移動及び単独での公共交通機関の利用が困難であって、運送主体に会員として登録された者及びその付添人とする。

ア 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 4 条に規定する身体障害者

イ 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 19 条第 1 項に規定する要介護認定を受けている者

ウ 介護保険法第 19 条第 2 項に規定する要支援認定を受けている者

エ その他肢体不自由、内部障害（人工血液透析を受けている場合を含む。）、知的障害、精神障害その他の障害（発達障害、自閉症、学習障害を含む。）を有する者

- (2) 会員登録を行う際は、面談を行い、介護保険証、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、医師の診断書等により、(1)に該当することを適正に確認すること。

- (3) 運送主体による運送の対象者の判断に疑義が生じるときは、運営協議会で協議を行

うこと。

3 運送の形態

運送の形態について、次のとおり定める。

- (1) 運送の発地又は着地のいずれかが佐渡市にあること。
- (2) 原則としてドア・ツー・ドアの個別輸送サービスとするが、透析患者の透析のための輸送、知的障害者、精神障害者の施設送迎等であって、運営協議会が必要と認めた場合には、1回の運行で複数の旅客を運送すること（以下「複数乗車」という。）ができるものとする。

4 運送対象の管理

運送対象を次のとおり適切に管理すること。

- (1) 運送主体において、会員の氏名、住所、年齢、福祉有償運送を必要とする理由その他必要な事項を記入した会員登録簿を作成し、個人情報保護の観点等をふまえ、事務所に備え置いて適切に管理すること。
- (2) 運送主体は、佐渡市及び運営協議会から会員登録簿の閲覧の要求があったときは、これに応じなければならない。

5 使用車両

使用車両について、次のとおり定める。

- (1) 乗車定員 11 人未満の自家用自動車であること。
- (2) 次に掲げるいずれかの設備を有する車両（以下「福祉車両」という。）を原則として 1 台以上備えるものとする。
 - ア 車内に寝台（ストレッチャー）を固定する設備を有する自動車
 - イ 車いすの利用者が車いすのまま車内に乗り込むことが可能な自動車であってスロープ又はリフト付きの自動車
 - ウ ストレッチャー及び車いすの双方に対応した自動車
 - エ 回転シート（リフトアップシートを含む。）を備える自動車
- (3) 精神障害、知的障害、内部疾患等の利用者の状況により、必ずしも福祉車両を必要としない利用会員のみを運送する運送主体は、福祉車両でないセダン型等の車両（貨物運送の用に供する自動車を除く。以下「セダン型車両」という。）のみで運行を行うことができる。ただし、セダン型車両を使用する際は、9の(5)に規定する要件を満たす者が乗務すること。

6 車両の使用権原

使用する車両は、福祉有償運送を実施する間、運送主体が使用権原を有していること。ただし、運転者等から提供される自家用自動車を使用するときは、次に掲げる事項に適合することを要する。

- (1) 運送主体と、自家用自動車を提供し、当該輸送に携わる者との間に当該車両の使用に係る契約が締結され、当該契約の内容を証する書面が作成されていること。

- (2) 当該契約において、有償運送の管理及び運営、特に事故発生、苦情等への対応について運送主体が責任を負うことが明確化されていること。
- (3) 利用者に対し、事故発生、苦情等の対応に係る運送主体の責任者及び連絡先が明りょうに表示されていること。

7 車両の表示等

車両の表示等について、次のとおり定める。

- (1) 次に定めるところにより、外部から見やすいように使用自動車の車体の両側面に有償運送の登録を受けた車両である旨を表示すること。
 - ア 登録番号、「有償運送車両」の文字及び運送主体の名称を表示すること。
 - イ 文字は、車体の色に対し見やすい色を用いて、ステッカー、マグネットシート又はペンキ等による横書きとすること。また、文字の大きさは縦横5センチメートル以上とし、太く見やすい字とすること。
- (2) 登録証の写しを自動車に備えておくこと。
- (3) 旅客から收受する対価に関する事項を、旅客から見やすいように掲示すること。

8 車両の管理

車両の管理について、次のとおり定める。

- (1) 運送主体において、使用する自動車の型式、自動車登録番号及び初度登録年、損害賠償措置、関係する設備又は装置その他必要な事項を記入した自動車登録簿を作成し、適切に管理すること。
- (2) 運送主体は、佐渡市及び運営協議会から自動車登録簿の閲覧の要求があったときは、これに応じなければならない。

9 運転者の要件

運転者は、次に掲げる要件を満たすこと。

- (1) 申請日以前2年間に運転免許停止処分を受けていないこと。
- (2) 次に定めるところにより、移動制約者の輸送の安全の確保に関し十分な能力及び経験を有していること。
 - ア 普通自動車第二種免許を有することを努力目標とすること。
 - イ 普通自動車第二種免許を持たない者は、次に掲げるいずれかの講習等を受講すること。
 - (ア) 国土交通大臣が認定する講習
 - (イ) (ア)に掲げる講習に準ずるものとして国土交通大臣が認める講習等
- (3) セダン型車両を使用して福祉有償運送を行う場合にあっては、(1)から(4)に規定する要件のほか次に掲げる要件のいずれかを備える者を乗務させること。
 - ア 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第42条第1項の介護福祉士の登録を受けていること。
 - イ 国土交通大臣が認定するセダン等運転者講習を修了していること。

ウ イに掲げる要件に準ずるものとして国土交通大臣が認める要件を備えていること。

- (4) 前各項の要件を満たしていない場合であっても、満たす見込み又は計画がある場合には、運営協議会において協議できるものとする。

ただし、運転者が運転業務を開始するまでに要件を満たしていなければならない。

- (5) 複数乗車を行う場合において、旅客の輸送の安全の確保のため添乗をする者が必要と認められる場合には、適切なものを乗務させること。

10 運転者の管理

運送主体における運転者の管理について、次のとおり定める。

- (1) 運転者の氏名、住所、生年月日、健康状態、自動車免許の種類及び年月日並びに条件が付されている場合は当該条件、運転免許証の番号及び有効期限、交通事故その他道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）違反に係る履歴、安全運転等に係る講習等の受講歴及びその他必要な事項を記入した運転者台帳を作成し、事務所に備え置いて適切に管理すること。
- (2) 運転者が運転者でなくなった場合には、直ちに、当該運転者に係る前項の運転者台帳に運転者でなくなった年月日及び理由を記載し、2年間保存すること。
- (3) 作成番号、作成年月日、運送主体の名称、運転者の氏名、運転免許証の有効期限、運転者が受講した講習及び資格等、並びにその他必要な事項を記載し、運転者の写真を貼り付けた運転者証を作成し、旅客に見やすいように携帯又は掲示させること。
- (4) 乗務しようとする運転者に対して、疾病、疲労、飲酒その他の理由により安全な運転をすることができないおそれの有無を確認し、運行の安全を確保するために必要な指示を与え、運転者ごとに確認を行った旨及び指示の内容を記録し、かつ、その記録を1年間保存すること。
- (5) 運転者に対し、道路運送法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 75 号）51 条の 16 第 2 項の規定により適性診断を受けさせること。
- (6) 佐渡市及び運営委協議会から運転者台帳及びその他記録等の閲覧の要求があったときは、これに応じなければならない。

11 損害賠償措置

運送に使用する車両全てについて、対人無制限及び対物 500 万円以上の任意保険若しくは共済（搭乗者傷害を対象に含むものに限る。）に加入しなければならない。

なお、福祉有償運送提供時の事故等を補償するものでなければならない。

12 運送の対価

- (1) 当該地域における一般乗用旅客自動車運送事業の上限運賃額、公共交通機関の状況等地域の特性等を勘案しつつ、営利に至らない範囲において設定すること。
- (2) (1)の「営利に至らない範囲」については、当該地域における一般乗用旅客自動車運送事業の上限運賃額（輸送の実態を踏まえ時間制によるものを含む。）のおおむね2分

の1を目安にすること。

(3) 複数乗車の対価を定める場合には、旅客1人ずつから収受する対価が明確に定められており、かつ、当該自動車の乗車定員を最大限利用した場合における対価の総額又は平均乗車人数で乗車した場合の総額が、同一距離又は時間を運行した場合における一般乗用旅客自動車運送事業の上限運賃額と比較して概ね2分の1の範囲内にあると認められること。

(4) 運送の対価以外の対価として、運送サービスと連続して、若しくは一体として提供される役務の利用または設備の対価であって、以下に掲げる料金を実費の範囲内で定めるものとする。

ア 送迎回送料金

旅客の要請により乗車地点まで車両を回送する場合に適用する料金

イ 待機料金

旅客の都合により車両を待機させた場合に適用する料金

ウ その他の料金

介助料（乗車介助に関する部分に限る。）、添乗料（運送にあたって添乗員を付き添わせた場合の料金）、ストレッチャー、車いす使用料等の設備使用料など

(5) 対価の適用方法

ア 時間制及び距離制の双方を定めることは差し支えないが、それぞれの適用方法について明確に基準が設けられており、運送を利用する際に予め旅客に対して適用する対価の説明がなされる必要がある。

イ 運送の対価以外の対価を利用者に求める場合は、旅客が利用した設備または提供した役務の種類ごとに金額を明記すること。

(6) タクシーの半額等、必要以上に価格の安いことをあおって会員等の募集を行ってはならない。

(7) 対価を事務所において公衆に見やすいように掲示し、旅客に対し適切な方法であらかじめ説明すること。

13 管理運営体制

運行管理、指揮命令、運転者に対する監督及び指導、事故発生時の対応並びに苦情処理に係る体制その他の安全の確保及び旅客の利便の確保に関する体制が明確に整備されていること。

14 運行管理

運送主体は、次のとおり運行管理を行い、安全確保に努めること。

(1) 運行管理に係る責任者（以下「運行管理責任者」という。）を選任し、運行の安全を確保するための業務を行うこと。

なお、運行管理責任者の選任にあたっては、道路運送法施行規則第51条の17第2項に定める要件を満たすこと。

(2) 運行管理責任者は、次に掲げる業務を行うこと。

ア 10 に定める運転者の管理を適切に行うこと。

イ 運転者に対する確認、指示は対面により行うよう努めることとするが、運転者が自家用自動車を提供し運転者の自宅から利用者の自宅等へ直接出向くなど対面での確認が困難な場合にあつては、電話等により運行管理に関する事項について指示、伝達、報告が確実に実施できる体制を整えること。

ウ 各車両に乗務記録を配備し、運転者に運行状況（運転者の氏名、車両を識別できる表示、乗務の開始及び終了の地点、日時、主な通過地点、乗務した距離、事故又は異常な状態が発生した場合にあつてはその概要及び原因等）を適切に記録させ、1年間保存すること。

エ 体制の確保及び事故防止、安全確保について必要な研修等を計画すること。

15 整備管理

運送主体は、整備管理に係る責任者（以下「整備管理責任者」という。）の選任を行い、使用する自動車の整備管理を次のとおり適切に行うこと。

(1) 各車両に点検整備記録を配備し、整備管理責任者又は運転者が運行前に車両の日常点検を行うこと。

(2) 整備管理責任者は、これらの日常点検と併せて定期点検を確実に実施し、自動車の安全運行の確保に努めること。

16 事故対応

運送主体は、事故が発生した場合の対応に係る責任者（以下「事故対応責任者」という。）の選任を行い、次のとおり適切な体制を整えること。

(1) 事故対応責任者は、救急救命措置、続発事故を防ぐための措置、運行管理責任者、消防署及び警察署への連絡等の体制を整え、運転者に対して周知徹底を図ること。

(2) 事故が発生した場合は、発生日時、発生場所、当事者の氏名、概要（損害の程度を含む。）、原因、再発防止対策等を記録し、2年間保存すること。

(3) 事故が発生した場合は、佐渡市及び運営協議会に速やかに報告するとともに、人身事故及び重大な物損事故については、新潟県並びに佐渡市及び運営協議会に書面をもって報告を行い、再発防止に努めること。

(4) 自動車事故報告規則（昭和26年12月20日運輸省令第104号）に定められた報告義務を遵守すること。

17 苦情対応

運送主体において苦情を受理した場合は、次のとおり対応すること。

(1) 苦情内容の確認、状況の把握及び改善に向けた協議を速やかに行い、必要に応じて苦情申し立て者及び利用会員に報告を行う等、再発防止に努めること。

(2) 苦情の内容、原因究明の結果、苦情に対する弁明の内容、改善措置、苦情処理を担当した者等を記録し、その記録を整理して1年間保存すること。

- (3) 福祉有償運送の実施体制に係るものや重大な事項に関する苦情を受理した場合は、佐渡市及び運営協議会に報告を行うこと。

18 運送条件の確保

運送条件を常時確保するための体制が整っていることを確認するため、次のことを行う。

- (1) 佐渡市及び運営協議会は、運送主体において利用会員、運転者の登録、運行管理等が適切に行われているかについて、監査を行うことができる。
- (2) 運送主体は、運営協議会が定める様式により、運営協議会に対して実施状況報告を行う。

19 法令遵守

許可を受けようとする者（法人にあつては役員全員とする。）が、道路運送法第 79 条の 4 第 1 号から第 4 号までのいずれにも該当するものでないこと。

20 その他

この運営指針に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

平成 27 年 6 月 日施行

佐渡市交通空白地有償運送運営指針（案）

佐渡市における交通空白地有償運送（以下「運送」という。）の安全かつ適切な運営を図るため、交通空白地有償運送の登録に関する処理方針について（平成 18 年 9 月 15 日付国自旅第 142 号国土交通省自動車交通局長通知）に基づき、佐渡市交通空白地有償運送運営指針（以下「指針」という。）を定める。

1 運送主体

運送の実施主体（以下「運送主体」という。）は、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号。以下「法」という。）第 78 条第 2 号及び道路運送法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 75 号。以下「施行規則」という。）第 48 条に規定する下記の法人とする。

- (1) 特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 2 条第 2 項に規定する特定非営利活動法人
- (2) 一般社団法人又は一般財団法人
- (3) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 7 項に規定する認可地縁団体
- (4) 農業協同組合
- (5) 消費生活協同組合
- (6) 医療法人
- (7) 社会福祉法人
- (8) 商工会議所
- (9) 商工会

2 運送の対象者

運送の対象者について、次のとおり定める。

- (1) 運送の対象は、あらかじめ登録した者（以下「会員」という。）及びその同伴者とする。
なお、登録申請に係る登録後において、会員に変更が生じた場合には、佐渡市長及び新潟県知事に遅滞なく報告するものとする。
- (2) 会員は以下に掲げる者とする。
 - ア 佐渡市内に住所を有する者及びその親族
 - イ 佐渡市内に存する官公庁、医療機関その他の公共的施設を利用する者
 - ウ その他佐渡市内において日常生活に必要な用務を反復継続して行う必要がある者

3 運送の形態

運送の形態は、実費の範囲内であり、営利とは認められない範囲の対価によって、運営主体の会員に対して行う輸送サービスをするものとする。

4 運送対象の管理

運送対象を次のとおり適切に管理すること。

- (1) 運送主体において、会員の氏名、住所、年齢、その他必要な事項を記入した会員登録簿を作成し、個人情報保護の観点等をふまえ、事務所に備え置いて適切に管理する

こと。

- (2) 運送主体は、佐渡市及び運営協議会から会員登録簿の閲覧の要求があったときは、これに応じなければならない。

5 使用車両

運送に使用する車両の制限は特に設けない。なお、乗車定員 11 人未満の自動車（リフト等移動制約者の乗降を円滑にする設備が整備された車両を含む。）にあつては、やむを得ない場合を除き乗用自動車に限るものとする。

6 車両の使用権原

使用する車両は、交通空白地有償運送を実施する間、運送主体が使用権原を有していること。ただし、運転者等から提供される自家用自動車を使用するときは、次に掲げる事項に適合することを要する。

- (1) 運送主体と、自家用自動車を提供し、当該輸送に携わる者との間に当該車両の使用に係る契約が締結され、当該契約の内容を証する書面が作成されていること。
- (2) 当該契約において、有償運送の管理及び運営、特に事故発生、苦情等への対応について運送主体が責任を負うことが明確化されていること。
- (3) 利用者に対し、事故発生、苦情等の対応に係る運送主体の責任者及び連絡先が明りょうに表示されていること。

7 車両の表示等

車両の表示等について、次のとおり定める。

- (1) 次に定めるところにより、外部から見やすいように使用自動車の車体の両側面に有償運送の登録を受けた車両である旨を表示すること。
 - ア 登録番号、「有償運送車両」の文字及び運送主体の名称を表示すること。
 - イ 文字は、車体の色に対し見やすい色を用いて、ステッカー、マグネットシート又はペンキ等による横書きとすること。また、文字の大きさは縦横 5 センチメートル以上とし、太く見やすい字とすること。
- (2) 登録証の写しを自動車に備えておくこと。
- (3) 旅客から収受する対価に関する事項を、旅客から見やすいように掲示すること。

8 車両の管理

車両の管理について、次のとおり定める。

- (1) 運送主体において、使用する自動車の型式、自動車登録番号及び初度登録年、損害賠償措置、関係する設備又は装置その他必要な事項を記入した自動車登録簿を作成し、適切に管理すること。
- (2) 運送主体は、佐渡市及び運営協議会から自動車登録簿の閲覧の要求があったときは、これに応じなければならない。

9 運転者の要件

運転者は、次に掲げる要件を満たすこと。

- (1) 施行規則第 51 条の 16 に規定する要件を備える者とする。
- (2) 登録後において、施行規則第 51 条の 16 第 2 項に規定する事故を惹起した運転者には、独立行政法人自動車事故対策機構が実施する適正診断を受診させること。また、同項の「その他輸送の安全が確保されていないと認められる場合」とあるのは、運送主体に所属する運転者が道路交通法違反を惹起した結果、運転免許停止以上の処分を受けることとなった場合をいうものとし、運送主体は、当該運転者に適正診断を受診させ、運転免許の停止条件が解除された後でなければ運転業務を再開させてはならない。

10 損害賠償措置

運送に使用する車両全てについて、対人無制限及び対物 500 万円以上の任意保険若しくは共済（搭乗者傷害を対象に含むものに限る。）に加入しなければならない。

なお、交通空白地有償運送提供時の事故等を補償するものでなければならない。

11 運送等の対価

- (1) 運送の対価は、以下に掲げる基準を目安に、運送主体が営利を目的としていると認められない妥当な範囲内で定めるものとする。

ア 佐渡市におけるタクシーの上限運賃額（ハイヤー運賃を除く。）の概ね 2 分の 1 の範囲内であること。

イ 均一制など定額制による運送の対価において、近距離利用者の負担が過重となるなど、利用者間の公平を失するような対価の設定となっていないと認められること。

ウ 運送の対価を距離制または時間制で定める場合であって、車庫（事務所の車庫を含む。）を出発した時点からの走行距離を基に対価を算定しようとする場合にあつては、当該同一旅客をタクシーが運送した場合の実車運賃の額に迎車回送料金を加えた合計額と比較して、当該対価が概ね 2 分の 1 の範囲内であると認められること。ただし、当該対価を適用する場合には、迎車回送料金を併せて徴収してはならない。

- (2) 運送の対価以外の対価として、運送サービスと連続して、若しくは一体として提供される役務の利用または設備の対価であつて、以下に掲げる料金を実費の範囲内で定めるものとする。

ア 送迎回送料金

旅客の要請により乗車地点まで車両を回送する場合に適用する料金

イ 待機料金

旅客の都合により車両を待機させた場合に適用する料金

ウ その他の料金

介助料（乗車介助に関する部分に限る。）、添乗料（運送にあたって添乗員を付き添わせた場合の料金）、ストレッチャー、車いす使用料等の設備使用料など

- (3) 対価の適用方法

ア 時間制及び距離制の双方を定めることは差し支えないが、それぞれの適用方法に

ついて明確に基準が設けられており、運送を利用する際に予め旅客に対して適用する対価の説明がなされる必要がある。

イ 運送の対価以外の対価を利用者に求める場合は、旅客が利用した設備または提供した役務の種類ごとに金額を明記すること。

(4) タクシーの半額等、必要以上に価格の安いことをあおって会員等の募集を行ってはならない。

(5) 対価を事務所において公衆に見やすいように掲示し、旅客に対し適切な方法であらかじめ説明すること。

12 管理運営体制

運行管理、指揮命令、運転者に対する監督及び指導、事故発生時の対応並びに苦情処理に係る体制その他の安全の確保及び旅客の利便の確保に関する体制が明確に整備されていること。

13 運行管理

運送主体は、次のとおり運行管理を行い、安全確保に努めること。

(1) 運行管理に係る責任者（以下「運行管理責任者」という。）を選任し、運行の安全を確保するための業務を行うこと。

なお、運行管理責任者の選任にあたっては、道路運送法施行規則第 51 条の 17 第 2 項に定める要件を満たすこと。

(2) 運行管理責任者は、次に掲げる業務を行うこと。

ア 9に定める運転者の管理を適切に行うこと。

イ 運転者に対する確認、指示は対面により行うよう努めることとするが、運転者が自家用自動車を提供し運転者の自宅から利用者の自宅等へ直接出向くなど対面での確認が困難な場合にあつては、電話等により運行管理に関する事項について指示、伝達、報告が確実に実施できる体制を整えること。

ウ 各車両に乗務記録を配備し、運転者に運行状況（運転者の氏名、車両を識別できる表示、乗務の開始及び終了の地点、日時、主な通過地点、乗務した距離、事故又は異常な状態が発生した場合にあつてはその概要及び原因等）を適切に記録させ、1年間保存すること。

エ 体制の確保及び事故防止、安全確保について必要な研修等を計画すること。

14 整備管理

運送主体は、整備管理に係る責任者（以下「整備管理責任者」という。）の選任を行い、使用する自動車の整備管理を次のとおり適切に行うこと。

(1) 各車両に点検整備記録を配備し、整備管理責任者又は運転者が運行前に車両の日常点検を行うこと。

(2) 整備管理責任者は、これらの日常点検と併せて定期点検を確実に実施し、自動車の安全運行の確保に努めること。

15 事故対応

運送主体は、事故が発生した場合の対応に係る責任者（以下「事故対応責任者」という。）の選任を行い、次のとおり適切な体制を整えること。

- (1) 事故対応責任者は、救急救命措置、続発事故を防ぐための措置、運行管理責任者、消防署及び警察署への連絡等の体制を整え、運転者に対して周知徹底を図ること。
- (2) 事故が発生した場合は、発生日時、発生場所、当事者の氏名、概要（損害の程度を含む。）、原因、再発防止対策等を記録し、2年間保存すること。
- (3) 事故が発生した場合は、佐渡市及び運営協議会に速やかに報告するとともに、人身事故及び重大な物損事故については、新潟県並びに佐渡市及び運営協議会に書面をもって報告を行い、再発防止に努めること。
- (4) 自動車事故報告規則（昭和26年12月20日運輸省令第104号）に定められた報告義務を遵守すること。

16 苦情対応

運送主体において苦情を受理した場合は、次のとおり対応すること。

- (1) 苦情内容の確認、状況の把握及び改善に向けた協議を速やかに行い、必要に応じて苦情申し立て者及び利用会員に報告を行う等、再発防止に努めること。
- (2) 苦情の内容、原因究明の結果、苦情に対する弁明の内容、改善措置、苦情処理を担当した者等を記録し、その記録を整理して1年間保存すること。
- (3) 交通空白地有償運送の実施体制に係るものや重大な事項に関する苦情を受理した場合は、佐渡市及び運営協議会に報告を行うこと。

17 運送条件の確保

運送条件を常時確保するための体制が整っていることを確認するため、次のことを行う。

- (1) 佐渡市及び運営協議会は、運送主体において利用会員、運転者の登録、運行管理等が適切に行われているかについて、監査を行うことができる。
- (2) 運送主体は、運営協議会が定める様式により、運営協議会に対して実施状況報告を行う。

18 法令遵守

許可を受けようとする者（法人にあつては役員全員とする。）が、道路運送法第79条の4第1号から第4号までのいずれにも該当するものでないこと。

19 その他

この運営指針に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

平成27年6月 日施行

佐渡市福祉有償運送対象者審査会要領（案）

（趣旨）

第1条 この要領は、佐渡市福祉有償運送の対象者基準（以下「対象者基準」という。）に基づき設置する佐渡市福祉有償運送対象者審査会（以下「審査会」という。）に関して、必要な事項を定める。

（任務）

第2条 審査会は、対象者基準に基づき、福祉有償運送の対象者の選定を行う。

（構成）

第3条 審査会は、次に掲げる市専門職員等（8人以内）で構成する。

- （1）精神保健福祉士
- （2）保健師
- （3）社会福祉士
- （4）障害程度区分認定調査員
- （5）介護保険認定調査員
- （6）佐渡市福祉有償運送運営協議会事務局職員

（選定方法）

第4条 選定は、対象者基準に定める「利用会員登録申請書」及び「対象者選定細部項目」により行うこととし、原則として、審査会会員の合意が得られた場合に承認する。

（審査会の開催）

第5条 審査会の開催は、佐渡市高齢福祉課長が召集する。

（庶務）

第6条 審査会の庶務は、佐渡市高齢福祉課高齢福祉係において処理する。

附則

この要領は、平成27年 月 日から施行する。